

MORIOKA-NORTH RC 2023-24 weekly

RI 会長＝ゴードン・R・マッキナリー
RI 第2520 地区ガバナー＝森川昭正
盛岡北 RC 会長＝吉田祐一
盛岡北 RC 幹事＝小保内義和
会報委員長＝鈴木裕子

■事務所・020-0878 盛岡市着町4-20 永卯ビル2F TEL(019)623-6626 FAX(019)623-3664 ■例会日・水曜日 12時30分ニューウィング11F

第25回例会 2024年1月17日(水) 雨 No. 3090

●ソング＝我らの生業 進行：SAA 高橋貞勝

■卓話■

高橋貞勝会員



相続は年老いてからの話では無くてもいつでも起きうる事なので
相続対策と言う話は誰しも気持ちのいい話ではありません・・・そこで・・・

- ① 大切な人に少しでも多くのお金を残す方法を考える
誰にどの様なお金を残したいのかを明確にしておく
- ② 相続対策の前に相続に含まれる相続財産を減らす
相続税課税対象額を財産を減らさずに減額する

相続財産とは・・・プラスの財産、マイナスの財産があります

| | |
|----------------|-----------------------|
| プラスの財産 | マイナスの財産 |
| お金、金、株、財宝・・・ | 借金、借り入れ金など・・・ |
| 土地、建物などの不動産・・・ | 未払いの所得税、固定資産税などの税金・・・ |
| 株券、証券など・・・ | 未払いの医療費・・・ |

相続の問題点は「分割」と「税金」なんです

- 「分割」・・・民法で定められています。いかに分割するか、分割出来る財産なのかのポイント
- 「税金」・・・相続税法で定められています。受取った相続財産に分別に計算されます
- * 相続税が課税されなくても分割により争続となる場合があります
- 注・・・500万円以下の相続が争続となるケースが一番多い

大切な人へ出来るだけ多くのお金を必ず届く様に準備する事なのです

相続財産
プラスの財産、マイナスの財産が全て相続人に継承される
みなし相続財産
死亡保険金や退職手当金(死亡退職金)

相続税の非課税財産

- 死亡退職金・・・「500万円×法定相続人の数」
- 弔慰金・・・死亡時の普通給与(賞与を除く)の3年分相当額までは非課税財産
- 生命保険の死亡保険金・・・「死亡保険金の非課税枠＝500万円×法定相続人の数」

非課税枠を超えた場合は超過額が他の財産と合算されて相続税の課税対象となる

| | | | | |
|------|----|-----|----|---------|
| 第一順位 | 子供 | 配偶者 | 子供 | 1/2:1/2 |
| 第二順位 | 親 | 配偶者 | 親 | 2/3:1/3 |
| 第三順位 | 兄弟 | 配偶者 | 兄弟 | 3/4:1/4 |

遺言書による相続

遺言により遺産分割を指定出来ますが、全ての財産を自由に分割出来る訳ではありません
法定相続分よりも優先はされますが、配偶者、子供、父母が最低限相続出来る割合を遺留分として定めております(争続になりにくい要因の一つ)

代襲相続・・・相続人が死亡していた場合その相続人の子供または孫が自分の親の相続分について相続する事が出来ます

生前贈与を活用する

贈与税

| 課税価格 | 税率 | 控除額 | 課税価格 | 税率 | 控除額 |
|-----------|-----|------|-----------|-----|-------|
| 200万円以下 | 10% | — | 1,000万円以下 | 40% | 190万円 |
| 400万円以下 | 15% | 10万円 | 3,000万円以下 | 40% | 260万円 |
| 600万円以下 | 20% | 30万円 | 4,000万円超 | 50% | 410万円 |
| 1,000万円以下 | 30% | 60万円 | 4,500万円超 | 55% | 640万円 |

課税価格＝贈与財産価額－110万円(基礎控除)
税額＝課税価格×税率－控除額
基礎控除・・・年間110万円以内の贈与は申告不要です>(* 要注意)

贈与の仕方による贈与税の比較

- ★贈与税(一括贈与)
- 3,110万円-控除110万円=3,000万円
3,000万円×税率45%＝控除265万円＝1,085万円
贈与税 1,085万円 実質贈与額 2025万円
- ★贈与税(逐年贈与・10年間)
- 310万円を10年間に分けて贈与する *1 贈与契約書を加わす
- 単年贈与額 310万円-控除110万円＝200万円 *2 名義貸し現金として扱われない様にする
- 200万円×税率10%＝20万円 *3 7年の持ち直しに注意
- 単年贈与税20万円×10年間＝200万円 (令和6年1月より改定)
- 贈与税 200万円 実質贈与額 2900万円

生命保険を活用するメリット

相続・贈与などにおいて生命保険を活用すると言われますがどんなメリットがあるのでしょうか？

- 生命保険の死亡保険金は受取人固有の財産としての扱い
- 受取人と言うのは必ずそのお金を受け取る事が出来る
- 死亡保険金は500万円×法定相続人の数までは非課税で受け取る事が出来る
- 相続発生時には相続財産の中に死亡保険金は含まれない
- 相続分割の際の遺留分からも除外される



不動産等の財産は分割するのが難しい場合がありますが、現金等はその様にも分割出来ます
しかも生命保険の死亡保険金は必ず受け取り人が受け取る事が出来ます

相続分割をスムーズにする為にも、流動性財産と固定性財産の分割を事前に準備しておく必要があります

■会長報告■

1月も早半場になりました。能登半島の大地震から2週間が経ちました。ようやく仮設住宅が着工しそうです。遅くないでしょうか？ いつも感じますが「住む所。休める所」をもっと早く作って欲しいと思います。立てる前に「置けば」良いのでは？と思います。

大手リース会社のストックヤードにはスーパーハウスと言う仮設プレハブが何十台も置いてあります。2階建てもあります。その中にFF暖房機を取り付け

て仮に寝泊まりが出来ます。その後に仮設住宅を建てれば多くの二次災害を防げるし、乳児や妊婦さん達は安心して居れるのではと思いますが・・・政府の動きが遅い様に何時も感じます。

1月17日、今日は阪神淡路大震災がおきてから29年目になります。改めて「地震立国」だと思知らされます。常に何かの備えをと思います。家族を守る為の事で何が出来るか分かりませんが、せめて発電機、水(井戸水)、スーパーハウス、仮設便所は用意しておきたいと思っていますが・・・。

■幹事報告■

1. 1/31例会 会場変更について

こちらのギャラクシーではなく本館4階 姫神に会場変更となります。

日にちが近くなりましたらメールでもお知らせ致します。よろしく願いいたします。

2. 先般のインターシティミーティングのお礼

二戸ロータリークラブから当日不参加の登録者分としてお土産のチョコが届きました。

皆さまのテーブルに置きましたので、お受け取りください。

■ビジター■

松澤一美様 (盛岡RC)

■メーカー■

10/1 片方直哉会員 (稲刈り)

出 席 報 告

| | |
|----------|--------|
| 会員数 | 34名 |
| 出席数 | 12名 |
| 出席率 | 38.71% |
| 前々回修正出席率 | 63.64% |

SMILE

☆吉田祐一会長…高橋会員の卓話にスマイルします。

☆工藤泰会員…休みがちでしたが久々に出席できましたので、スマイルします。また今日は早めに失礼しますので、お詫びの気持ちを込めてスマイルします。

☆岩井澤昭一会員…高橋さんの卓話楽しみにしてします。

☆細野裕之会員…皆様、新年あけましておめでとうございます。今年もヨロシクお願いいたします。スマイルします。

☆菊地克昌会員…今日は早めに失礼しますので、お詫びの気持ちを込めてスマイルします。

☆高橋貞勝会員…本日は割とあたたかく先日の雪も溶けるかと思います。久々の卓話に冷汗をかきましたが保険の活用は宜しく願います。